

議案第九四号

三朝町優良畜産審査委員会條例制定に付て
三朝町優良畜産審査委員会條例を次のように制定するものとす

昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長 坂 出 雅 臣



昭和廿九年六月拾五日

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



三朝町優良種畜審査委員會條例

第一條 (目的) この條例は優良種畜の造成に因し三朝町優良種畜審査委員會(以下「委員會」といふ)を設置しその職務に必要なる事項を定めらる。

(組織)

第二條 この委員會の委員は次の通りとする。

一 学識経験を有する者

若干名

二 縣との他関係機関の職員

若干名

(委員の選任及任期)

第三條 この委員會の委員は町長がこれをお命ずる。

二 委員の任期は三年とする。

(委員長、副委員長の選出)

第四條 この委員會に委員長、副委員長各一名とし委員の互選による。

(任務)

第五條 この委員會の任務は次の通りとする。

一 優良種畜の審査

二 優良種畜の選定

三 交配種牡畜の選定

四 優良種畜の斡旋

(審査の基準)

第六條 審査の基準は、各種家畜登録審査標準により、その方法は

委員会に於て決定する。

(雑則)

第七條 この條例に定めらるるもの外、必要な事項は、規則でこれを定める。

(附則)

この條例は、公布の日より施行する。